



トラック等運送業 事業継続支援金

弘前市では、エネルギー価格の高止まりや物価高騰の影響を受けている**トラック等運送業者（一般貨物自動車運送事業者、特定貨物自動車運送事業者及び貨物軽自動車運送事業者）**の事業継続を図るため、市内を拠点として使用されていると認められる車両台数に応じて支援金を給付します。詳しくは、チラシ裏面または市ホームページをご覧ください。

<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/sangyo/2022-1130-1244-40.html>

【申請期限】

令和**6**年**6**月**30**日(日)まで ※当日消印有効

| 車両クラス | 支援金の額 |
|-----------------------------------|-------------------|
| 大型車 (最大積載量10 t 以上) | 30,000 円/台 |
| 中型車 (最大積載量2 t ~10 t 未満) | 20,000 円/台 |
| 小型車 (最大積載量2 t 未満) | 15,000 円/台 |

交付 対象者

貨物自動車運送事業法の許可を受けた者で 次のいずれにも該当する方が交付の対象になります

- (1) 市内に本社、事業所等を有し、主な事業として、トラック等運送業を現に営んでいる中小企業者である法人又は個人であること
- (2) 申請日時点においてトラック等運送業を継続し、かつ、支援金の交付を受けた後もトラック等運送業を継続する意思があること
- (3) 令和5年度及び令和6年度において納付すべき市税等について滞納がないこと
- (4) 暴力団等ではなく、また暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと
(法人にあっては代表者及び役員)

交付 対象車両

交付対象者が営むトラック等運送業の用に供する車両のうち 以下の要件を全て満たすものが対象になります ※被牽引車及び霊柩車を除く

- (1) 主として貨物の運搬に用いる車両であること
- (2) 令和6年4月1日時点で登録されている車両であること
- (3) 自ら使用権原を有する車両であること
- (4) 自動車検査証の**使用の本拠**の位置の欄に**弘前市内**の住所が記載されている等市内を拠点として使用されていると認められる車両であること

トラック等運送業とは

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条の貨物自動車運送事業（一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業）

申請 方法 ・ 申請 書類

指定様式を市ホームページからダウンロードしてください 申請は郵送でお願いします

※申請書ダウンロードが難しい方はお問い合わせください

- ① 交付申請書兼請求書（様式第1号）
- ② 申請車両一覧表（様式第2号）※ 車両クラスごとに作成してください
※電子車検証の場合は同時に渡される「自動車検査証記録事項」を添付書類としてご提出してください。
- ③ 交付対象車両の自動車検査証の写し ※ ②の一覧表の順番にクリップ留めしてください
- ④ 営業の実態を確認できる書類
※ 直近の確定申告書、貨物自動車運送事業報告規則（平成2年運輸省令第33号）第2条第1項に定める事業実績報告書の写し
過去1年間の中から取引がわかる書類の写し 等
- ⑤ 同意書兼誓約書（様式第3号）
- ⑥ 申請者本人名義の振込先口座の通帳等の写し
※ 通帳のおモチ面と通帳の表紙を1ページめくった見開きの両方

申請書DLは
コチラ→



弘前市 トラック支援金



提出先

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1-1
弘前市商工部産業育成課 産業振興係 宛

「封筒貼付用あて先用紙」を角形2号（240mm×332mm）封筒に
貼り付け投函いただければ、切手は不要です。